

就業規則の変更について
(案)

就業規則第 18 条（勤務時間の変更）について、別紙のとおり変更を行う。

1. 変更概要

通常勤務者の 30 分単位の勤務時間の繰り上げ又は繰り下げについて、通常勤務時間の前後 1 時間以内に限り適用可能としている規定を、前後 2 時間以内に適用可能とするよう変更する。

2. 変更理由

就業時間の選択肢を拡大することで、職員一人ひとりの事情に応じた多様な働き方を可能とし、職員の生産性の向上および効率的な働き方の実現に資するよう、就業規則を変更するもの。

3. 施行日

2020 年 2 月 26 日

【添付資料】

別紙：就業規則 変更案 新旧対照表

以上

就業規則 変更案 新旧対照表 (別紙)

変 更 前	変 更 後
第1条～第17条（略） （勤務時間の変更） 第18条 業務上必要があると認める場合は、全部又は一部の職員について、前2条で定める勤務時間及び休憩時間を変更することがある。 2 通常勤務者は、予め承認を得ることにより、30分単位で勤務時間の繰り上げ又は繰り下げをすることができる。ただし、通常勤務時間と比較して<u>1</u>時間を超える幅での繰り上げ又は繰り下げは認めない。 第19条以降（略） 以上	第1条～第17条（略） （勤務時間の変更） 第18条 業務上必要があると認める場合は、全部又は一部の職員について、前2条で定める勤務時間及び休憩時間を変更することがある。 2 通常勤務者は、予め承認を得ることにより、30分単位で勤務時間の繰り上げ又は繰り下げをすることができる。ただし、通常勤務時間と比較して<u>2</u>時間を超える幅での繰り上げ又は繰り下げは認めない。 第19条以降（略） 以上